子どもの権利条例について

すっぽろ し けんりじょうれい せいしきめい さっぽろ し さいぜん りえき じつげん けんりじょうれい れ幌市の「子どもの権利条例(正式名:札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例)」では、 子どもが毎日を安心して過ごし、健やかに成長するためになくてはならない札幌の子どもにとって特に大 切な子どもの権利を次の4つにまとめています。

安心して 生きる権利

例:いじめや虐待を受け ないこと

自分らしく 生きる権利

例:個性や他人との違い を認められること

豊かに育つ

例:勉強したり、遊んだ りすること

参加する

例:自分に関係すること に意見を言うこと

また、大人は、将来のことも含め、子どもにとって最もよいことは何かを考えて、子どもの権利 を大切にしていかなければならないと定めています。

子どもアシストセンター

友だちのこと、家族のこと、いじめのこと、学校 のこと、なやんだときは、電話やメールで相談し てね!

■子ども専用の電話番号(通話料はかかりません) 0120-66-3783

(つながらないときは、011-211-3783) 月~金 あさ 10:00~よる8:00 土 あさ10:00~ひる3:00

■メールアドレス assist@city.sapporo.jp

子ども未来局ホームページ

子どもの権利条例や、この計画(子どもの権利 に関する推進計画) について、もっとくわしく知 りたいときは、ホームページもみてください。

- ■「子どもの権利のページ」 http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri
- ■「子ども未来局キッズページ」 http://www.city.sapporo.jp/ kodomo-mirai/kids/index.html

札幌市子どもの権利に関する推進計画 子ども向け概要版

平成 23 年 3 月

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

T 060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri

話:011-211-2942 FAX:011-211-2943 E メール: kodomo.kenri@city.sapporo.jp ホームページ (子どもの権利のページ):

さっぽろ市 01-G01-10-1423

すいしん

子ども向け概要版

子どもが、毎日を安心して過ごし、 将来のさっぽろを支える大人へと 元気に育っていけるよう応援します!



札幌市が自指すこと

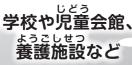
札幌市は、子どもが幸せに過ごすことができるまちを曽指して、平成 21 年 4 月に「子どもの権利条例」というきまりをつくりました。「子どもの権利*」とは、子どもが毎日を安心して過ごし、健やかに成長するためになくてはならない基本的な権利のことを言います。

このきまりをもとに、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう、大人一人ひとりが子どもの権利の大切さを理解し、子どもの育ちを社会全体で支えていく、「子どもにやさしいまち」を曽指します。

くわ うらびょうし けんりじょうれい ましくは、裏表紙の「子どもの権利条例について」を見てください。

家庭

- ・子どもの年齢等に応じて、子どもにとって 最もよいことは何かを考えながら、子ども の成長を支えていきます。
- ・言葉や表情、しぐさなどから子どもの思い を受け止めます。



・いじめがおきないようにして、相談しやす

い工夫をします。

- ・虐待や体罰をなくします。
- ・学校や施設の行事、運営について、意見を がべるなど、参加する機会をつくります。

ちいき **州は**

- ・子どもを見守り、安全に安心して過ごせる ようにします。
- ・町内会の行事等、地域の活動について意見を述べるなど、参加する機会をつくります。

札幌市

- ・子どもの権利を礼幌市全体で守っていくことができるよう、家庭、学校・施設、地域の皆さんの取組を支援します。
- ・子どもに分かりやすい情報を発信します。

子どもが意見を言ったり、参加したりできる機会や

学び・体験の機会を増やします!



どんな機会を増やしていくんですか?

がえば、

- ●子どもが利用する施設や市役所の仕事、住んでいる地域などで、子どもが意見を言う機会を増やすなど、より多くの子どもが積極的に関わることができるように取り組みます。
- ●将来の礼幌を支え、世界で活躍する自立した市民、社会人へと育っていく ことができるよう「札幌らしい特色ある学校教育」に取り組みます。
- ●学校、地域、民間の会社などと協力して、「職業体験」の機会をより一層
 たまします。



子どもが安心して過ごすための居場所づくりを進めます!



くたいてき 具体的にはどんなことを進めていきますか?

たと **例えば、**

- ●学校でのいじめをなくすよう、取組を充実します。
- ●家の近くに児童会館がない地域には、学校の教室などを利用した 「ミニ児童会館」をつくっていきます。
- ●学校以外の場所でも子どもが安心して過ごすことができるよう、フリースクールなど覚覚施設の人たちとも協力していきます。
- ●「ボランティア活動、サークル活動、スポーツ活動」など、 すいき みな 子どもが中心となった活動を地域の皆さんとも協力して応援していきます。



いじめや虐待などの権利侵害から子どもを守ります!



どうやって子どもを守っていくんですか?

が 例えば、

- ●「子どもアシストセンター*」が、

 皆さんにとって、より身近で安心して

 相談できる窓口になるよう取り組みます。
 - ※詳しくは、裏表紙の「子どもアシストセンター」を見てください。
- ●地域の皆さんや警察とも協力して「児童虐待」の問題へ取り組んでいきます。
- ●性別や生まれた国・茂族、障がいの有無といった、おないの違いを認め合い、大切にすることができるよう、人権について学ぶ機会を充実し、いじめや 差別が起こらないようにします。



子どもの権利についてもっと知ってもらうようにします!

どんな方法で知ってもらうんですか?



たと 例えば、

- ●子どもが興味を持てるような資料をつくるなどの工夫をしながら、 子どもの権利を理解してもらえるよう、積極的に取り組んでいきます。
- ●毎年 11月20日の「さっぽろ子どもの権利の日」に関する取組を充実します。
- ●小中学校を訪問し、子どもの権利について詳しく説明する「出前授業」を 行います。
- ●学校の先生が子どもの権利を皆さんに分かりやすく教えることができるよう学校の先生への研修を一層充実します。

